

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第二号

令和五年十一月八日(水曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 岡本 三成君

理事 大串 正樹君

理事 関 芳弘君

理事 落合 貴之君

理事 守島 正君

理事 井原 巧君

尾崎 正直君

黄川田仁志君

小林 鷹之君

中川 貴元君

古川 直季君

本田 太郎君

松本 洋平君

宗清 皇一君

山際大志郎君

吉田 真次君

荒井 優君

菅 直人君

田嶋 要君

山岡 達丸君

小野 泰輔君

鈴木 義弘君

經濟産業大臣

經濟産業大臣政務官

兼内閣府大臣政務官

国土交通大臣政務官

政府特別補佐人

(公正取引委員会委員長)

(原子力規制委員会委員長)

鈴木 隼人君

宮内 秀樹君

山崎 誠君

中野 洋昌君

石井 拓君

大岡 敏孝君

国光あやの君

富樫 博之君

福田 達夫君

細田 健一君

松本 剛明君

宮路 拓馬君

柳本 顕君

山下 貴司君

若林 健太君

大島 敦君

篠原 孝君

馬場 雄基君

市村浩一郎君

山本 剛正君

笠井 亮君

西村 康稔君

石井 拓君

石橋林太郎君

古谷 一之君

山中 伸介君

政府参考人
(内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長) 井上 学君

政府参考人
(公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官) 品川 武君

政府参考人
(金融庁総合政策局審議官) 柳瀬 護君

政府参考人
(金融庁総合政策局参事官) 若原 幸雄君

政府参考人
(総務省大臣官房審議官) 鈴木 清君

政府参考人
(財務省主計局次長) 吉野維一郎君

政府参考人
(文部科学省大臣官房文部科学戦略官) 中原 裕彦君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 原口 剛君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官) 上村 昌博君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 辻本 圭助君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 茂木 正君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官) 湯本 啓市君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官) 菊川 人君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官) 井上誠一郎君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官) 荒井 勝喜君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官) 田中 哲也君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官) 田中 一成君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官) 浦田 秀行君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官) 西村 秀隆君

政府参考人
(經濟産業省通商政策局通商機構部長) 柏原 恭子君

政府参考人
(經濟産業省貿易經濟協力局長) 福永 哲郎君

政府参考人
(經濟産業省商務情報政策局長) 野原 論君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部調整官) 山田 仁君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 井上 博雄君

政府参考人
(資源エネルギー庁資源・燃料部長) 定光 裕樹君

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 久米 孝君

政府参考人
(特許庁長官) 濱野 幸一君

政府参考人
(中小企業庁長官) 須藤 治君

政府参考人
(中小企業庁事業環境部長) 山本 和徳君

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官) 勝又 正秀君

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官) 岡野まさ子君

政府参考人
(原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 佐藤 暁君

政府参考人
(防衛装備庁装備政策部長) 坂本 大祐君

政府参考人
(經濟産業委員会専門員) 藤田 和光君

委員の異動
十一月八日
補欠選任
宗清 皇一君 宮路 拓馬君

同日
山際大志郎君 古川 直季君

同日
馬場 雄基君 荒井 優君

同日
柳本 顕君 補欠選任

同日
宮路 拓馬君 宗清 皇一君

同日
荒井 優君 馬場 雄基君

同日
柳本 顕君 山際大志郎君

同日
柳本 顕君 補欠選任

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○岡本委員長 これより会議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

やはり真つすく前を向いて、チャレンジャーの人たちと一緒に手を携えてやっていくということが私は必要だと思っておりますし、運用終了するならば、運用終了したことも含めて真つすくにも私は記入すべきだ、残すべきだというふうにも思っております。

念のため確認ですが、いつまでに補助金を打ち切るとか、あるいは一事業当たりでこうやったら運用終了するとか、まだまだ需要が伸びてきていないわけですから、そういったことが、区切りがあるわけではないということをお確かめさせていただきます。

○井上(博)政府参考人 お答え申し上げます。今までの補助制度は設備投資補助と運営費補助という形がございまして、必ずしもこのところになっていくわけじゃない。もちろん、設備投資補助は、設備投資させていただいたときの三分の二、上限額幾らということになっておりますが、そうしたところで切っているから運営が途中で止まるというわけではないという状況だと思いますが、更に制度の改善を考えていきたいと思っております。

○馬場(雄)委員 ありがとうございます。一応、この資料についても、運用終了するならば運用終了すると、これは多分、次に行く通し番号さえ変わってしまうんじゃないかなというふうにも思いましたので、このやはり資料の提示というものは求めたいと思っておりますけれども、御留意いただけないでしょうか。

○井上(博)政府参考人 お答え申し上げます。我々として、課題にちゃんと向き合うということが大事だと思っておりますので、何か隠し立てしようと思つてそうしているわけじゃないので、その点、委員の御指摘を踏まえながら、どういう形で情報発信していけばいいのか、しっかりと考えたいと思っております。

○馬場(雄)委員 水素立国というのは、チャレンジャーの人たちの下に成り立つというふうには思っています。その人たちが流してきた汗、やは

りそういったものをしっかりと受け止めた上で次にどんどんつなげていかなければならないと思っておりますし、でき得る限りの最初の汗を、一番最初にこの棒を、旗を立てた人たちを何としてでも後押ししていくという国やはり気合というものが私は必要だというふうにも思っております。

西村大臣、最後に、この点、水素ステーションも含めてですけれども、しっかりと政府が後押しするんだということのメッセージをいただけないでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、水素社会を実現していくという観点から、この水素ステーションをしっかりと整備していきたいと思っております。特に福島は水素製造の拠点ともなっておりますので、例えば東京と福島のトラック輸送を重点的に水素のトラックで動かすということも含めて、重点的に取り組むことを含めて、しっかりと水素ステーションを整備していきたいというふうにも考えております。

○馬場(雄)委員 西村大臣、福島を触れていただき、ありがとうございます。日本の技術で作った水素が日本のエネルギー安全保障を豊かにして、よって実りある国民生活が実現できていくように、私も私の立場で頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本委員長 次に、大島敦さん。○大島委員 大島です。何点が質問をさせていただきます。今日は、まず中小企業の特許。

中小企業が持っている知的財産が私は大切だと思つていまして、今回の下請価格、なかなか転嫁できないということと同じように、これは、発注元の会社に対して、中小・小規模企業が特許を取ったとき、大きな会社からは是非その特許を使わせてほしいといったときに、なかなか断り切れなかつたり、あるいは特許の知的財産の移転が行われたりして、中小・小規模企業、特に技術開発志

向のある中小企業の皆さんの利益が移転してしまうのではないかなというおそれがあるものですか、その点について、まず冒頭、質問させていただきます。

大臣は、政府参考人のときは席を若干外していいですから、今若干外してまた戻ってきていただければと思いますので、よろしくお願ひします。その点について、大企業からの要請に従い、下請中小企業が、自らが開発した技術等を差し出さざるを得ない現状があると思つております。中小企業が自らの技術を守るためには知的財産の広報あるいは普及啓発が極めて重要であり、政府としてはどのような中小企業の知財活用支援に取り組むのかということについて答弁をお願いいたします。

○濱野政府参考人 申し上げます。知的財産は企業のイノベーションの源泉であり、その活用は企業の経営力強化の観点でも極めて重要でございます。そのため、経済産業省におきましては、中小企業における知的財産を活用した経営力の強化や知財取引適正化に向けた支援を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、中小企業が技術、ブランド、デザインなど知的財産について相談可能な知財総合支援窓口の全国四十七都道府県への設置、また、三百名体制の下請Gメンによります取引実態の把握の中で、技術、ノウハウの保護に關しても重点的な項目の一つとしてヒアリングを実施、また、これに基づく業界全体での取引方針の改善、全ての中小企業を対象に審査請求料や特許料を軽減することによる費用面での支援、中小企業等による外国への出願費用や海外で権利侵害された場合の訴訟費用への助成、さらには、知財の活用に対する意識の向上や理解促進のため、初心者向けの知財説明会や知財普及啓発セミナーを開催するとともに、知財学習Eラーニングサービスで知財取引適正化に関する動画教材を配信するなどの取組を鋭意実施しているところでございます。

加えまして、本年三月には、特許庁、独立行政

法人工業所有権情報・研修館、INPIIT、日本弁理士会及び日本商工会議所が知財経営支援ネットワークを構築をいたしまして、知財適正取引への支援も含め、知財経営の推進や事業化をワンストップできめ細かく支援する体制を強化したところでございます。

これらの取組によりまして、中小企業における知財取引の適正化や知財経営の更なる定着を図り、稼ぐ力の向上に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○大島委員 このことは周知をしてほしいと思つております。今おっしゃられたとおり、政府としては中小企業に浸透しているかということがあります。ですから、各都道府県あるいは商工会議所、商工会等々で是非支援をして、知的財産が適正な条件で移転するようにしてほしいものから、中小企業長官にも是非お願ひをいたします。

中小企業長官に質問したいのは、今回、防衛整備に關して様々な施策を、これは防衛産業の強化法案を通して、それについて防衛省としても防衛産業のサプライチェーンをしっかりとこれから把握して守っていくというお話をしております、中小企業長官にはその点についての御答弁を是非お願ひしたいと思います。

防衛産業についての中小・小規模企業、そのサプライチェーンについて、まず一問は、防衛省に。今年十月に防衛生産基盤強化法が施行された。この法律に基づくサプライチェーンの調査に当たり、防衛装備品の製造に關する企業を把握すべきと私は考えていまして、その点についての進捗、あるいはどうなっているのか、手短かに答弁をお願ひします。

○坂本政府参考人 お答えを申し上げます。装備品等の製造等に係るサプライチェーン、これは、プライム企業のほかにかなり多数のサプライヤーから構成をされております。このサプライヤーの中には、事業撤退であるとかあるいは原材料の入手等といった、安定的な製造を脅かす様々

なりリスクが存在するのではないか、このように認識しているところでございます。

このため、防衛省といたしましては、委員から御指摘のありました防衛生産基盤強化法に基づきまして、防衛装備品のサプライチェーン調査を行った上でサプライチェーン上のサプライヤーを含めた企業のリスクを把握したい、このように考えているところでございます。

防衛省といたしましては、今回、この法律、十一月一日から施行されたところでございまして、まさにこれからこの調査を進めていくところでございます。

本調査も含めた各種取組を進めまして、効果的に防衛生産、技術基盤の強化を図ってまいりたい、このように考えてございます。

○大島委員 中小企業長官の答弁をお願いいたします。

防衛産業のサプライチェーンは多くの中小企業で構成されており、中には、重要な機微技術を保有する企業も多数存在していると承知しております。

こうした中小企業が、後継者不足により事業が継続できず、事業から撤退し、外国の、懸念される国に売却されてしまうことで機微技術が流出してしまう懸念が存在しております。

こうした事態に対して、防衛省は生産基盤強化法において事業継承等の基盤強化の措置に取り組んでおりますが、経産省としても事業継承に対してしっかりと取り組むべきではないかと考えています。

あわせて、既存のプレーヤーだけでなく、新たな防衛産業のプレーヤーの育成に取り組んでいくことが重要と考えておりまして、経済産業省は、これまでのスタートアップなどに対する支援策の知見を生かし、防衛省と提携して新たなプレーヤーの参入促進、育成に取り組んでほしいと考えておりまして、その部分の答弁をお願いいたします。

○須藤政府参考人 お答えをいたします。

御指摘の中小企業に対する事業継承の支援、これは、お話ございましたように、防衛関連産業でも非常に重要なことと思っております。

ここでは、事業継承・引継ぎ支援センターによる相談対応によるワンストップ支援、あるいは事業継承・引継ぎ補助金による事業継承時の専門家の活用による支援や事業継承後の設備投資や販路開拓等の新たな取組、あるいは事業継承税制による税負担の軽減など、総合的な支援策を講じているところでございます。

事業継承につきましては、とにかく早く早め御相談をいただくということが一番重要かと思っております。また、相談に応じる方々についても、まさに今先生から御指摘ございました、それぞれの産業の特性といたしまして、こういうところもちゃんと頭において対応していくということが重要だろうというように思っております。

この点、中小企業関係団体ともよく連携して対応を進めてまいりたいというように思っております。

○田中（一）政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、いわゆる防衛生産基盤強化法の話が防衛省の方からございました。これで事業継承などを含む基盤強化の施策、これが措置されました。防衛装備品などのサプライチェーン上の様々なリスクに対応した措置、これを防衛省が取る事が可能になったところでございますが、経済産業省としても、防衛省が進める基盤強化の施策に対して、同法に基づき、必要に応じた連携協力を進めてまいりたいと考えております。

また、新たなプレーヤーの参入促進、スタートアップの連携の御指摘がございました。

防衛産業への新たなプレーヤーの参入促進、育成に向けましては、防衛省と連携しまして、スタートアップ企業などが有する先端技術の防衛装備品への活用、これを促進していきたいと考えております。このため、本年六月に防衛産業へのス

タートアップ活用に向けた合同推進會、これを設置しまして、防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業などとの具体的なマッチングに取り組みとともに、これらの企業などと先端技術の活用、育成に向けた意見交換も実施しているところでございます。

引き続き、スタートアップ企業などの防衛産業への参入促進に向けた取組について、防衛省とともに検討を深めてまいりたいと考えております。

○大島委員 ありがとうございます。

大臣、私、日本の製造業は大分危機的な状況だと思っております。先ほどの後継者不足、事業継承、事業継承税制は延長していただくということ

でありがたいなと考えておりまして、ただ、機微技術を持っている会社、恐らく防衛省さんが押さえている、これから押さえよう、多分押さえていらっしゃると思えますけれども、逆に、買収しようと思つては、もうほとんどスタブアイは終わっていると思えます、どこに日本の機微技術があつて、どういう中小企業、小規模企業があつて、それが、それが事業継承がうまくいかなければ、それを、直接じゃなくて、ダミーの会社を使いながら買収していくということはこれから起こってくるかと思えます。

もう一つは大企業です。アクティビスト。この話を聞いたときに、大学時代に読んでいた城山三郎の「乗取り」という本、これは白木屋事件です。でも、当時は、横井英樹氏がこの「乗取り」という城山三郎の本の主人公なんですけれども、これは売り抜けるという話じゃなくて、経営権を取って経営しようと思つていた方なんです。長期的な視野に立った買収事件だと思つてますよ。

今、情報の非対称性ですよ。米国だと、このアクティビスト、物言う株主に対しての規制が強化されたので、日本は規制がまだ進んでいないから、これはと皆さん大挙して来て、一定のマニユアルのつとつて企業買収が行われているかなと私は認識をしています。昨今の新聞報道等も

あります。

その中で、政府の参考人を務めていた方で、太田洋さんという方の「敵対的買収とアクティビスト」の中に定義が書いてあつて、その潜在的な資産価格に比較して株価が割安な対象会社の株式の数%から数十%を取得して、対象会社に経営の効率化や株主還元強化等の要求を行つてその株価を引き上げる等した上で、数か月から数年後に保有株式を売却してリターンを上げる投資家と呼ばれていると書いてありまして、ですから、この、要は物言う株主、特にアクティビストの皆さんに対しては、私は決して企業買収が悪いとは思つていません、余り芳しくない経営者よりも、よりよい経営者がそこに座ることによつて、経営することによつて、企業の価値が上がります、かつ配当として従業員への処遇がよくなれば、それはいいことだと思つています。ただ、短期的な利益を得るために日本の資本主義が脅かされることは余り芳しくないと思つてます。

私も、もう何年も前かな、量子科学技術研究開発機構、重粒子線の治療をやつている病院、千葉県を訪れたことがありまして、バックヤードは巨大なプラントです。そこには東芝と書いてあつた。今は東芝どうしちやつたのかなと思つてますよ。

こうやって日本の研究開発力が衰えていくこと、特に円安がこのまま続けば更にこの状況は続いていくと思うので、そのことについて、まず政府の近年の上場企業の買収を取り巻く環境に関する認識とそれに対する対応について、参考人からの御答弁をお願いいたします。

○菊川政府参考人 お答えいたします。

今ある委員の方から御指摘ございました。上場企業の買収を取り巻く環境につきましては、日本企業が関連するMアンドAの取引の件数、件数自体は増加傾向にございます。他方で、金額ベースで過去二十二年間に大きく伸びたのは海外向けのMアンドAの取引ということになっておりまして、また、国内企業の中でのMアンドA取引について

の伸びは相対的にはまだ大きくないというふうには全般的には承知しております。

また、今ある委員の方からの御指摘もあつたような、買収対象会社の取締役会の同意を得ずに行われる買収、これ自身は、昔と比べますと珍しくはなくなつてきておるといふことかと思ひます。投資ファンドに限らず、事業会社がこうした買収提案を行うという事案も一定数見られるということかと思ひます。

また、当初の買収提案を契機に第三者の方から対抗の提案が提示をされて、それぞれの評価をめぐつて見方が分かれるようなケースが増加しているといふことで、取締役会が検討、対応すべき事項が非常に複雑化している、先ほど委員の方から、昔、牧歌的なといふ御指摘もございましたが、非常に複雑化しているのではないかと思つております。

こうした潮流を踏まえまして、同意なき買収の局面も含めまして、上場企業の買収一般を対象にしまして、買収に関する原則論やベストプラクティスを新たに提示することを目的に、企業買収に関する行動指針の策定、これを本年の八月に行つたところでございます。

○大島委員 私も、経産省のホームページから、企業買収における行動指針、結構大部なものです、プリントアウトさせていただいて、目を通しました。なかなか理解するのが大変でした。経産省もなかなか学術的な研究をしているのかなと思ひます。

ただ、今の短期的な、指針ですから、法的規制がないわけですよ、これは。あくまで、やはり悪意を持って買収する側、短期的な利益を得るために買収する会社は法のぎりぎりなところを狙つてくると思ふ。ですから、今だと一%以上の株式を持つて六か月以上保有すれば、まず提案ができますよね、株主提案が。それで、三%以上の株式を保有すれば、臨時株主総会を開けということになるわけですよ。

この企業買収に対する耐性が日本の経営者の皆さんはなかなかできていなくて、この人たちは米国で様々な経験を積んだ人ですから、日本の会社というのは、悪い言い方だけでも、赤子の手をひねるように駆逐をされてしまう感じがするんです。

ですから、そうすると、今後、アクティブリストが中長期的な企業価値向上に資さない買収提案をしかけてくることも考えられると思ひます。そうした行動を規制する必要があると思ふんですけれども、どう考えているのか、お答えください。

○菊川政府参考人 今、委員の方から、中長期的な企業価値のある種向上に資さないような形での買収提案、こういったところに対してどう行動を、規制といひますが、していく必要があるのかといふような御指摘がございました。

経済産業省といたしましては、買収提案者がどのような者であっても、企業価値、ひいては株主共同の利益、これを確保、向上させることが望ましいといふふうな考えでございます。

こうした観点から、企業買収における行動指針、先ほど述べました、策定いたしましたこの指針におきましては、企業価値や株主利益の向上に資するかどうか、これを取締役会や株主がちゃんと判断を、きちんと判断をしていただくために、買収後の経営方針など買収者による適切な情報開示、これを推奨するといふことをベストプラクティスとして提示をしていこうと思ひます。

指針の趣旨を正しく理解いただけるよう、引き続き周知、広報を行つて、経済社会にとって望ましい買収の行動規範として定着するよう努めていきたいと思つております。

もう一つ、ソフトローといひますが、そういったところで完全なる規制ではないといふところについての御指摘もございましたけれども、そこについては、これまでも、経済産業省で策定してきました指針についての原則論、こういったものに

つきましては一定程度尊重されておりまして、実務や司法判断のところにも影響を与えてきたものと認識しております。

○大島委員 ありがとうございます。

私、もう大分前なんですけれども、学生時代にドイツに渡つて、電力会社の支社の人事課で人事管理の研修をドイツ人の中で受けたことがあつて、そのときのチームが従業員の経営参加だったんです。

やはり、ドイツにおける企業統治システムは日本と異なります。会社の意思決定する監査役会は、従業員側が半分、使用者側が半分ですから、そういう統治システムを持つていられる。ほかの国でも、スウェーデン、あるいはこれはオランダかな、私の記録だと、スウェーデンとデンマークですか、こは役員会に労働者代表が入つていふこともあつた。

今まで、これまでずっと政府が例えば価格転嫁してくれとか言つても、なかなか聞かないわけですよ。企業の統治システム自体をそろそろ変えてもいい時代かなとは思つていられる。やはり、しっかりとこれだけ政府が、大臣が、首相が安倍政権のときからずっと取り組んできても、ふうんという感じで無視しているといふのは、どういふことなのかと思ふんです。だから、こはやはり、仕組みを変えるのが私たちですから、私は仕組みを変えた方がいいと思ひます、企業の統治システム自体を。

やはり今、安全保障環境も変わりました。九月に台湾に行つて様々な方と会つたときに、蔡英文政権は去年、四か月の徴兵制を来年から一年に延ばします。来年の総統選挙の争点になつていないんですよ。安全保障環境が相当厳しいという認識。与那国島の百十一キロ先の国のことです、こは。

こういう環境を踏まえると、私たちの、これからどうしても守らなければいけない工場、技術についてはしっかりとガードした方がいいと思つていまして、買収により雇用が失われ、労働分配率が

減少することにつながるおそれもあると思ひます。買収後の雇用計画についても情報開示を求めたりして、あくまで、民間企業経営者が物言う株主に対して物を与える環境を遅ればせながら整備する必要があると思ふんですけれども、政府参考人の御答弁をお願いいたします。

○菊川政府参考人 今委員の方から、ドイツの制度、また、別の外国についての制度についても言及があつた上で、企業統治の在り方について見直す必要があるのではないかと御指摘があつたかと思ひます。

日本の上場会社における企業統治に関する機関設計については、現在、会社法において、三つの形態いずれかを選択するといふこととされていふといふふうな承知をしております。

いずれの機関設計を行う場合であっても、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値、これの向上に資することが重要だといふふうな思ひます。その際、従業員を含めて、先ほどドイツの中で雇用者についての点を御指摘もございましたけれども、従業員を含めた様々なステークホルダーの貢献の重要性を認識し、適切な協働に努めることが期待されております。

そうした中で、安全保障の観点も御指摘ございましたが、どのような企業統治、機関設計の在り方が望ましいかは、会社法を所管する法務省も含めて、諸外国の取組も参考にしながら、引き続き関係省庁と議論していきたいといふふうな思ひます。

○大島委員 私も、何年前か、数年前に法務委員会で会社法の改正案の審議をしたことがありまして。当時は、社外監査役を増やすといふことで、二人、三人、複数名にした方がいいのではないかと、当時の議事録、大島としては何か真面目に取り組んでいた議事録で、読める議事録だったんですけども、その中で、要は、かたくなに増やさなかつたんですよ。だけれども、翌年かな、東証のガバナンスコードを変えたら、あつたといふ間に二人に増えちゃつたりして、どういふことか。

法務省に任せておくが遅いんですよ、これは。彼らは今のこの激変する環境についていけないと思うので、その点、是非、大臣、法務大臣の方に強く働きかけをお願いします。

次は、買収を行わないまでも、アクティビストが臨時株主総会開催請求や株主提案を行うなどの例も見られます。これは、米国に比べて株主提案に対するハードルが低いと言われていることが理由とも指摘されておりまして、日米の株主提案に関する規制にはどのような違いがあるのか、手短かに答弁をお願いします。

○菊川政府参考人 手短かに御説明いたします。

臨時株主総会の請求につきましては、日本では、議決権の3%以上を六か月以上継続して有する者が行うことができる一方、今御指摘がございました米国内、ここでは先進的な会社法制であり、また多くの米国企業が準拠して設立されているデラウェア州、この法律に基づきますと、定款に記載された者のみが行うことができるということで承知しております。

また、株主提案につきましても、日本では一方につき十個までということになっておりますが、一方、デラウェア州の法律では一つ、一個しか認められないということで、その内容や形式面で違いがあると認識しております。

○大島委員 やはり、これが冒頭に述べた情報の非対称性。ですから、そういう規制が起きる前に、様々な訓練を積んだ人たちが今日日本の上場企業に対して押しかけてきているという認識です。米国の制度を踏まえた上で、臨時株主総会請求のハードルを上げるなど、株主提案の規制を定める必要があるのではないかと。過去にそのような検討はされているのか、御答弁をお願いします。

○菊川政府参考人 今、過去の検討状況について御指摘ございました。

令和元年、二〇一九年でございますが、会社法の改正におきまして、株主提案を、株主に対する通知を請求することができる数につきまして、一方につき十個までとする上限を新たに設けるな

ど、一定の手当てはしたところでございます。

他方、それ以上についての株主提案の内容の制限につきましては、政府提出の法案につきまして、濫用的な内容を含む株主提案を制限する旨の規定が、当時は提案をしていただけてございまして。その中で国会審議がなされまして、審議の過程で様々な議論がなされたものの、最終的に改正には至らなかつたと承知をしております。

○大島委員 当時と今の状況は大分様変わりしていると思うので、今後、余り芳しくない経営者を残すことは私は芳しくないと思っておりますので、ですから、そこはしっかりとバランスを取りながら、今後この点については当委員会でも取り上げていきたいと思っておりますので、私からの質問はここで終わります。

ありがとうございます。

○岡本委員長 次に、山岡達丸さん。

○山岡委員 山岡達丸です。質疑の時間をいただきました委員長、理事そして委員の皆様へ感謝申し上げます。今日は大臣の所信に対する一般質疑ということで、質問にこれから入らせていただきたいと思っております。十月からインボイス制度が始まっています。今日は、公正取引委員会の委員長にも出席をいただいているところであります。

このインボイス制度、委員の皆様もそれぞれ事業者の方から様々お話を伺っている方ばかりだと思いますが、導入から様々な混乱も今生じているところでありまして。この中で、皆様にお配りした資料の二番目になりますけれども、これは、令和四年一月、昨年の一月に、このインボイスの制度を取引者間でどういうふうに進めていくかということで公正取引委員会が注意を発したという内容でありますけれども、インボイス制度は、免税事業者と言われる皆様はこれからは消費税を負担していくのか、あるいは、負担しない場合は、その発注元になる方々が、今まで認められていた消費税分の仕入れ控除が認められなくなることでありまして

ら、何らかの負担が生じる中で、発注側の人たちが、もうこれからは価格を引き下げますから、消費税分の負担も引き下げますから、そんなことを一方的に通知することがないようなというような趣旨だということになっております。

この二番目の資料の一番下にありますけれども、免税事業者との間では十分に協議を行っていただいて、仕入れ側の事業者の都合のみで低い価格を設定することがないよう注意してくださいねということが書かれているわけです。

このことを受けて、今、私たちの会派も、来年に向けた税制要望もございまして、いろいろ団体さんからお話を伺いますけれども、このいわゆる発注先に対する説明、大きいところだと一万家にも及ぶような取引先があつて、そこに一年もかけて、やはり相当な事務負担をしながら、合意をいただきながら、この体制を備えてきたという話を私たちも聞いているところでもあります。

そうした中で、いわゆるJASRACが、一般社団法人日本音楽著作権協会でありましてけれども、発付した文書がそうした業界の皆様には波紋を呼んでいるということ、そのことについて取り上げさせていただきたいと思っております。

皆様のお手元に、また資料、一枚目がございましてけれども、これはネットメディアのビジネスジャーナルさんというところが掲載されているものをお借りさせていただいておりますが、このメディア以外もこの件は取り上げられているところでありまして、この資料の中にも端的に黄色い線を引かせていただいておりますけれども、二〇二三年十二月分配の分配使用料から消費税額分を消費税として差し引いてお支払いしますということが書かれたものが発付されております。

JASRACというのは特殊な地位があります。いわゆる取引の関係性ということでは、中間の事業者であつて、信託法に基づいて、託す形でそうしたお金のやり取りをしているわけでありまして。ただ、JASRACは、文化庁さんが所管する著作権等管理事業法に基づいて管理委託され

ているということもあつて、事実上ほとんどの音楽関係の著作権の取扱いを行っていて、著作権側が利益を得る上での選択肢は事実上JASRACに委託するという選択以外に取れる状況にはない中で、こうした、今後、免税の事業者に該当する皆さんには差し引きますというお話をしているわけでありまして。

委員長にお伺いしたいと思っております。信託法に基づく特殊な立ち位置にあるJASRACでありますけれども、一部報道によると、信託法に基づくそういう団体だから、いわゆる優越的地位の濫用等に該当しないのだというような報道もありませんけれども、これは委員長に確認したいんですけれども、そうした法律的にかかわらず、実態として、そうした独占的な状況、優越的地位の状況が懸念される状況であれば、これは公正取引委員会の範囲として、この問題についても、この注意もそこにも対象になるということでもよろしいでしょうか。お願いいたします。

○古谷政府特別補佐人 資料でもお示ししたいとおりますように、私も、このインボイスの問題については、免税事業者に対して、課税事業者にならないと取引価格を引き下げると一方的に通告をした場合には、独占禁止法上、優越的地位の濫用に該当するおそれがある、そういう問題がありますよということ、インボイスのQ&Aを公表してお示しをしておりますけれども、今御指摘がありました優越的地位の濫用に該当するかどうかという点に関しては、信託取引であるとか仲介取引であるとか、そういうことをもって独占禁止法上の取引から外れるということはないというふうにも考えております。

○山岡委員 委員長から今明快な答弁がありました。別に、信託の形式だからといって、独禁法に当たらないということはないということでありまして。

済みません、もう一点お伺いしたいんですけれども。今、現時点で、既に一方的なやり取りをしてい